



富山県高岡看護専門学校修学資金

【令和7年度修学生募集要項】



1 目的

学生・保護者の負担軽減と、県西部6市（高岡市、射水市、南砺市、氷見市、砺波市、小矢部市）の医療機関等に従事される看護師の安定確保に資するため、修学資金制度を創設しました。

2 貸与型と給付型【重要】

この修学資金制度は、貸与型と給付型の2種類の方法を設けています。申請を希望される方は、制度の趣旨等を理解し、卒業後の自分の進路を考えてお申し込みください。

1. 貸与型	卒業又は貸与の辞退があった時点から貸与を受けた修学資金の返還が必要となります。 卒業後の居住地や就業先に制限はありません。								
	(1) 金額 月額 30,000 円								
	(2) 対象期間 3年間	(富山県高岡看護専門学校の正規の在学期間) (休学となった場合は貸与が停止し、復学により貸与が再開します。)							
	(3) 返還方法	<table border="1"><tbody><tr><td>利息</td><td>無利息</td></tr><tr><td>返還期間</td><td>3年間</td></tr><tr><td>割賦方法</td><td>全額一括払い、年賦、半年賦（1月・7月）、月賦</td></tr><tr><td>延滞金</td><td>（返還すべき日までに返還しなかった場合）年 7.3 %</td></tr></tbody></table>	利息	無利息	返還期間	3年間	割賦方法	全額一括払い、年賦、半年賦（1月・7月）、月賦	延滞金
利息	無利息								
返還期間	3年間								
割賦方法	全額一括払い、年賦、半年賦（1月・7月）、月賦								
延滞金	（返還すべき日までに返還しなかった場合）年 7.3 %								
卒業・看護師免許取得後、継続して5年間、県西部6市（高岡市、射水市、南砺市、氷見市、砺波市、小矢部市）に居住し、県西部6市の対象施設で看護業務に従事する条件付きの給付制度です。 条件が満たせなかった場合、給付を受けた修学資金の返還が必要となります。（返還方法は貸与型と同様です。）									
2. 給付型	(1) 金額 月額 30,000 円								
	(2) 対象期間 3年間								
(富山県高岡看護専門学校の正規の在学期間) (休学となった場合は給付が停止し、復学により給付が再開します。)									

【以下、貸与型・給付型ともに同じ】

3 対象者

次の要件全てに該当することが条件です。

- (1) 富山県高岡看護専門学校に在学している者
- (2) 学業成績が優秀であり、かつ学費の支弁が困難な者
- (3) 他の奨学金制度を利用していない者

4 申請期間等

(1) 申請期間

令和7年4月14日（月）～25日（金）

上記期間内に富山県高岡看護専門学校を経由して高岡市に提出してください。申請時には貸与型・給付型のいずれか、または両方を選択することができます。

(2) 決定時期

6月頃に決定し、本人および学校に通知します。

5 選考方法について

家計の状況、学業成績等（新1年生の場合は、入学試験の成績）に基づき、学識経験者等で構成する「富山県高岡看護専門学校修学資金審査委員会」の審査を経て決定します。

貸与型、給付型の両方を申請された場合の選考は、給付型を優先します。

6 修学資金の支払予定時期

7月下旬、9月下旬の2回に分けて、本人名義の口座へ振り込みます。

（2年目からは、4月下旬、9月下旬に振り込みます。）

7 対象人数(採用枠)

予算の範囲内で決定します。

8 連帯保証人

次の2名が必要です。

- 保護者 1名
- 生計を別にする者 1名 ※ 富山県内在住で、債務を負担する能力を有し、かつ、60歳以下の者に限ります。

9 申請書類

〔1〕～〔4〕の書類を揃えて富山県高岡看護専門学校に提出してください。

※〔1〕は、富山県高岡看護専門学校、高岡市役所社会福祉課（高岡市役所1階⑫窓口）で配布します。また、高岡市社会福祉課ホームページからもダウンロードできます。

〔1〕富山県高岡看護専門学校修学資金貸与・給付申請書【様式第1号】

※富山県高岡看護専門学校長検印（職印）が必要です。

※他の奨学金との併用はできません。ただし、併願は可能ですので、他の奨学金制度を利用することとなった場合は、辞退の手続きを行ってください。

※次の事項に該当する場合は、その旨を申請理由欄に記入し、それを証明する書類を添付してください。

- ア 令和4年1月以降の所得に大きな変動がある場合（〔3〕※印参照）
- イ 世帯に障がいのある人がいる場合（障害者手帳等の写し）
- ウ 世帯に長期に渡り療養を要する人がいる場合（療養に要している経費を証明する書類等）
- エ 主に家計を支えている人が別居している場合（別居に要している経費を証明する書類等）
- オ 1年以内に災害・風水害又は盗難にあった場合（被害を受けたことを証明する書類）

〔2〕世帯全員の住民票

世帯主及び続柄の表示があるもの

（住民登録のある市町村役場で発行しています。マイナンバーカードを使ったコンビニ交付サービスを行っている市町村もあります。）

〔3〕世帯全員の所得・課税証明書

「令和6年度の所得・課税証明書」

（令和5年1月～令和5年12月分の所得金額、課税額、所得控除額の内訳等が記載された証明書）

※令和6年1月1日現在の住所地の市町村役場で発行しています。

※所得がない場合には、「非課税証明書」を発行してもらってください。

（小中学生など所得のない就学者は必要ありません。）

※令和6年1月以降の所得に大きな変動があった場合は、令和5年分源泉徴収票、確定申告書の写し等もあわせて提出してください。

〔4〕同意書（学業成績証明）

審査に必要となる学業成績の請求に係る同意書です。様式に必要事項を記入してください。

10 申請書類の提出先

富山県高岡看護専門学校 事務局

高岡看護専門学校修学資金貸付制度 Q & A

- Q 選考方法の家計の状況、学業成績等とは何が基準になりますか
A 家計の状況は、提出された世帯全員の所得・課税証明の内容で判断します。また、学業成績は新1年生の場合は入学試験の成績、在校生の場合は入学以降の成績を判定基準とします。
- Q 辞退、取消となった場合、返還の開始はいつからですか
A 在学中に辞退、取消となった場合は卒業した月の翌月から返還が始まります。退学で取消となった場合は退学した月の翌月から返還が始まります。
- Q 入学してすぐに申請しましたが、選考の結果、対象外になった場合、翌年再度申請することはできますか。
A 申請できます。選考の際には、申請書、世帯全員の住民票と所得・課税証明書を改めて提出してもらい、審査会で決定します。
- Q 高岡看護専門学校を卒業後、別の大学等に編入することになった場合はどうなりますか。
A 貸与型の場合、卒業後に別の大学等で学んでいる期間は返還猶予の対象となります。給付型の場合、卒業後に別の大学等で学んでいる期間は猶予の対象となり、大学等卒業後に5年間の居住と勤務の条件が発生します。手続きの際は、修学資金返還猶予申請書や在学証明書等の提出が必要となります。
- Q 修学資金の貸与を受けていましたが学校を退学したので、現在修学資金を返済しています。再入学を希望しているのですが、再入学後に改めて修学資金を借りることは出来ますか。
A 最初に借りた修学資金が全額返済済みであれば、再度申請することができます。

【給付型】

- Q 5年間勤務の対象となる医療機関とはどのような施設ですか。
A 下記の医療機関等を対象としています。
- ・病院
 - ・診療所
 - ・医療型障害児入所施設、障害者支援施設
 - ・独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関
 - ・特別養護老人ホーム
 - ・介護老人保健施設
 - ・居宅サービスを行う事業所（訪問看護・訪問入浴介護・特定施設入居者生活介護に限る）
 - ・地域密着型サービスを行う事業所（小規模多機能型居宅介護・地域密着型特定施設入居者生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に限る）
 - ・養護老人ホーム
 - ・児童福祉施設（助産施設・乳児院・母子生活支援施設・保育所、認定こども園・児童厚生施設・児童養護施設・障害児入所施設・児童発達支援センター・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設及び児童家庭支援センター）
 - ・幼稚園
 - ・特別支援学校
 - ・県西部6市で看護職を必要とする自治体の施設
 - ・その他市長が対象と認める施設

- Q 卒業後に提出が必要な書類は何ですか。また、毎年提出が必要な書類はありますか。
- A 卒業後、取得した看護師免許の写しを提出してください。
- また、卒業後5年間は、給付要件の確認を要します。年に1回（基準日は4月1日）就業証明書を提出してください。就業証明書の様式に必要事項を記入し、勤務先へ証明を依頼してください（事業所の証明印が必要です。）。あわせて納税証明書と住民票を添付してください。
- Q 卒業後に非常勤として勤務した場合も看護業務に従事している取扱いになりますか。
- A 常勤、非常勤の制限はありません。ただし、非常勤の場合は、およそ週35時間以上勤務することが条件となります。
- Q 給付型を利用し、卒業後、5年間の勤務期間中に最初に勤務したA病院を退職しましたが、B診療所で勤務することになりました。A病院の退職日からB診療所での雇用開始日まで期間が開いた場合はどうなりますか。
- A 就業施設の異動のために看護業務に従事しない期間が生じた場合、その期間が原則3か月以内であれば猶予の対象となります。B診療所で証明する就業証明書を提出してください。
- Q 給付型を利用し、卒業後、5年間の勤務期間中に産休・育休を取得する場合はどうなりますか。
- A 法定期間に定める出産、育児の期間中は5年間の勤務期間に含めます。手続きには戸籍抄本等の提出が必要となります。
- Q 卒業後、5年間の居住・勤務期間内に県西部6市以外に転出した場合や県西部6市以外の医療機関で勤務した場合、離職・休職した場合など返還義務が発生した際は、いくら返還する必要がありますか。
- A 給付を受けた修学資金の全額を返還する必要があります。返還の一部免除はありませんので、ご注意ください。

【問合せ先】

〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号

高岡市役所 社会福祉課 民生・総務係

TEL: 0766 (20) 1366

FAX: 0766 (20) 1371

E-mail: fukushi@city.takaoka.lg.jp